

事 務 連 絡

平成19年3月29日

社会保障審議会

介護給付費分科会委員各位

厚生労働省老健局老人保健課

療養病床の転換を円滑に進めるための介護老人保健施設等の
施設基準の見直し等について

日頃から、社会保障審議会介護給付費分科会の運営に当たりまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

3月29日の第42回社会保障審議会介護給付費分科会においてご審議いただきました、標題の事項に関する諮問（報告）に対する答申が出されましたので送付させていただきます。

(事務局連絡先)

老健局老人保健課総務係・企画法令係

TEL 03-3595-2490

FAX 03-3595-4010

<照会先>

厚生労働省老健局老人保健課

企画法令係長 唐木

内線 3948

直通 03-3595-2490

平成19年3月29日

3月29日に開催されました第4.2回社会保障審議会
介護給付費分科会において、療養病床の転換を円滑に進
めるための介護老人保健施設等の施設基準の見直しにつ
いての諮問及び介護老人福祉施設における重度化対応加
算等の経過措置の延長についての諮問が行われ、別紙の
とおり了承する旨の報告が取りまとめられ、社会保障審
議会より答申が出されましたのでお知らせいたします。

療養病床の転換を円滑に進めるための
介護老人保健施設等の施設基準の
見直しについての諮問

厚生労働省発老第0329001号
平成19年3月29日

社会保障審議会
会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣
柳澤 伯夫

諮 問 書

介護保険法（平成9年法律第123号）第88条第3項及び第97条第4項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）を別紙のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

1 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の改正

- 療養病床を有する病院から転換した介護老人保健施設については、
 - ① 食堂の面積基準は、1人当たり1㎡以上
 - ② 機能訓練室の面積基準は、40㎡以上とする。
※ 療養病床を有する病院から転換したサテライト型小規模介護老人保健施設については、食堂は1人当たり1㎡以上、機能訓練室は本体施設の機能訓練室を利用することで可とする。

- 療養病床を有する診療所から転換した介護老人保健施設については、
 - ① 療養室の面積基準は、1人当たり6.4㎡以上
 - ② 廊下幅の基準は、内法1.2m以上（両側に居室がある場合、内法1.6m以上）
 - ③ 食堂・機能訓練室の面積基準は、「食堂＋機能訓練室の面積基準は1人当たり3㎡以上」又は「機能訓練室が40㎡以上（食堂が1人当たり1㎡以上）」とする。
※ ①の面積基準については、平成23年度末までの経過措置とする。
※ 療養病床を有する診療所から転換したサテライト型小規模介護老人保健施設についても、食堂は1人当たり1㎡以上、機能訓練室は本体施設の機能訓練室を利用することで可とする。

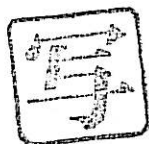
- 一般病床を有する病院・診療所から介護老人保健施設に転換する場合も療養病床を有する病院・診療所から介護老人保健施設に転換する場合と同様の経過措置を認めることとする。

- 転換した介護老人保健施設が病院・診療所と併設している場合、当該病院・診療所との診察室の共用を認めることとする。

2 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の改正

- 療養病床を有する病院・診療所から転換した介護老人福祉施設は、
 - ① 廊下幅の基準は、内法1.2 m以上（両側に居室がある場合、内法1.6 m以上）
 - ② 療養病床を有する病院から転換する場合は、
 - ・ 食堂の面積基準は、1人当たり1 m²以上
 - ・ 機能訓練室の面積基準は、40 m²以上とし、療養病床を有する診療所から転換する場合は、「食堂+機能訓練室の面積基準は1人当たり3 m²以上」又は「機能訓練室が40 m²以上（食堂が1人当たり1 m²以上）」とする。

- 一般病床を有する病院・診療所から介護老人福祉施設に転換する場合も療養病床を有する病院・診療所から介護老人福祉施設に転換する場合と同様の経過措置を認めることとする。



分介発第0329001号
平成19年3月29日

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明 殿

介護給付費分科会

分科会長 大森 彌

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正について（報告）

平成19年3月29日厚生労働省発老第0329001号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記について、当分科会は審議の結果、諮問のとおり改正することを了承するとの結論を得たので報告する。



社 保 審 発 第 4 号
平 成 1 9 年 3 月 2 9 日

厚生労働大臣
柳澤 伯夫 殿

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正について（答申）

平成19年3月29日厚生労働省発老第0329001号をもって社会保障審議会に
諮問のあった標記については了承する。

介護老人福祉施設における
重度化対応加算等の経過措置の
延長についての諮問

厚生労働省発老第0329002号
平成19年3月29日

社会保障審議会
会長 貝塚 啓明 殿

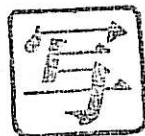
厚生労働大臣
柳澤 伯夫

諮 問 書

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第5項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）を別紙のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

- 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設における重度化対応加算の算定に当たって、常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を平成20年3月31日まで延長することとする。

- 短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算についても同様の措置を講ずること。



分介発第 0329002 号
平成19年3月29日

社会保障審議会
会長 貝塚 啓明 殿

介護給付費分科会
分科会長 大森 彌

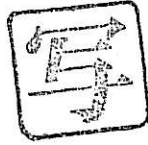
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正について（報告）

平成19年3月29日厚生労働省発老第 0329002 号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記について、当分科会は審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

諮問のとおり改正することを了承する。

なお、各介護老人福祉施設等は、看護師の確保に関する計画を立て、看護師の確保に努めるとともに、看取りに関する研修の充実に努めること。また、厚生労働省及び都道府県は、各介護老人福祉施設等における看護師の確保に対する支援措置を講ずること。



社 保 審 発 第 5 号
平成19年3月29日

厚生労働大臣
柳澤 伯夫 殿

社会保障審議会
会長 貝塚 啓明

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正について（答申）

平成19年3月29日厚生労働省発老第0329002号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記については、了承する。

なお、各介護老人福祉施設等は、看護師の確保に関する計画を立て、看護師の確保に努めるとともに、看取りに関する研修の充実に努めること。また、厚生労働省及び都道府県は、各介護老人福祉施設等における看護師の確保に対する支援措置を講ずること。